

### 3 自治体による支援

市町	サービス内容	問い合わせ先
松江市	<p>【対象】 松江市内に居住する高齢者（70歳以上）ですべての運転免許を自主返納した者（ただし、2019年7月31日返納分までとする）</p> <p>【内容】 松江市が、申請に基づき、2万円以内で以下のいずれかを交付（1回のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスカード</li> <li>・コミュニティバス回数券</li> <li>・温泉入浴券</li> <li>・電動アシスト自転車購入助成金を補助するもの。（1回のみ）</li> </ul> <p>【条件】 補助についての申請は、申請者が県公安委員会から送付される「申請による運転免許の取消通知書」を受領してから「60日以内」になされたものが対象となります。 ご本人による申請、または郵送などでも受け付けます。</p>	<p>総務課 総務係</p> <p>(0852) 55-5690</p>
浜田市	<p>【対象】 浜江市内に居住する高齢者（返納年度末時点で70歳以上）で、平成28年7月1日以降に、すべての運転免許を自主返納した者</p> <p>【内容】 敬老福祉乗車券5冊（15,000円分）の無料交付（1回のみ、路線バス・市内業者タクシー等）</p> <p>【敬老福祉乗車券の有効期限】 2020年3月31日まで</p>	<p>まちづくり推進課</p> <p>(0855) 25-9201</p>
出雲市	<p>【対象】 出雲市内に住所を有し、H28.4.1以降に有効期間内のすべての運転免許を自主返納した70歳以上（返納時）の方</p> <p>【内容】 市内協力事業者が発行している回数券等5,000円分支給（1回のみ、バス・タクシー・一畑電車）</p>	<p>交通政策課 交通安全係</p> <p>(0853) 21-6819</p>
安来市	<p>【対象】 すべての運転免許証を自主返納し「広域バス使用料減額証明書」の発行を受けた方（年齢不問） ※取消通知書のみで申請可能です（運転経歴証明書でなくても可）</p> <p>【内容】 証明書の提示によりイエローバス乗車料金半額（200円→100円）になるほか、定期券、回数券、1日乗車券も半額で購入可能</p>	<p>地域振興課 交通政策係</p> <p>(0854) 23-3069</p>
江津市	<p>【対象】 すべての運転免許証を自主返納した方（年齢不問）</p> <p>【内容】 運転経歴証明書の提示により、市が運行するバス（生活バスなど）の乗車運賃が半額</p>	<p>商工観光課 (0855) 52-7494</p>
雲南市	<p>【対象】 すべての運転免許証を自主返納した高齢者（65歳以上）等の雲南市民</p> <p>【内容】 総額2万円以内で、バス・タクシーが利用可能な「優待回数乗車券」と温泉施設入浴券を交付</p>	<p>防災安全課 防災安全グループ (0854) 40-1027</p>

奥出雲町	<p>【対象】 すべての運転免許を自主返納した65歳以上の奥出雲町民</p> <p>【内容】 申請により、生活交通サポート券2万円/年（200円単位の金券）を交付。サポート券は以下に使用でき、自主返納から3年間サポート券を交付します。2年目からは申請は不要で、直接申請者ご本人に郵送します（総額6万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス（奥出雲交通）</li> <li>・タクシー（奥出雲町内の事業者）</li> <li>・宅配サービス</li> </ul> <p>【条件】 サポート券申請時に運転免許証の取消通知書及び返納した運転免許証の写しが必要です。</p>	福祉事務所  (0854) 54-2541
美郷町	<p>【対象】 美郷町内にお住まいの、運転免許を自主返納した時点で65歳以上の方（平成28年4月1日以降の返納が対象です）</p> <p>【内容】 申請により、どちらか一方を1人1回のみ交付します。 （1）バス利用券 20,000円分（200円×100枚つづり） （2）タクシー利用券 20,000円分（500円×40枚つづり） ※利用券を使用できるのは、次の通りです。 （平成31年3月1日現在） バス利用券…石見交通、大和観光、備北交通の美郷町内バス路線 タクシー利用券…駅チョンタクシー、大和観光、邑智ハイヤー</p> <p>【申請方法】 ①高齢者運転免許自主返納支援事業申請書 ②返納した運転免許証の写し ③申請による運転免許証の取消通知書の写し ※②と③の代わりに、運転経歴証明書の写し（両面）でも可 を美郷町役場総務課へ提出する。</p> <p>【申請期限】 免許を自主返納してから1年以内 （ただし、H28.4.1～H31.2.28に返納した方は、R2.2.28まで）</p>	総務課 (0855) 75-1211
吉賀町	<p>【対象】 すべての運転免許を自主返納した65歳以上の吉賀町民</p> <p>【内容】 申請により、バス年間利用券を交付。バスは六日市交通、柿木産業が運行するバスに限ります。なお、六日市交通が運行する、広域線（日原ゆらら線）は、町内の移動のみ（新畑のバス停まで）有効となります。</p> <p>【条件】 申請は返納から1年以内で、申請時に「運転免許証の取消通知書」の写し及び返納した運転免許証の写しまたは、年齢が確認できる書類が必要です。</p>	総務課 (0856) 77-1111
隠岐の島町	<p>【対象】 隠岐の島町に住民票があり、H29.4.1以降にすべての運転免許を自主返納した70歳以上（返納時）の方</p> <p>【内容】 申請により支援品として、隠岐一畑交通（株）発行の回数券、隠岐タクシー業協議会発行のタクシー乗車券、町営バスの回数券の交付を受けることができます。 （上限21,000円以内、組み合わせは自由）支援は1人1回限りです。</p> <p>【条件】 申請は返納日から60日以内で、申請時に「運転免許証の取消通知書」の写し及び返納した運転免許証の写し（表裏両面）、認印が必要です。</p>	観光課 交流交通係 (08512) 2-8575